

ケミトックス 環境ニュース (Vol. 11)

施行された EU の RoHS 指令のその後

2007年5月15日
株式会社ケミトックス
中山紘一
高橋珠江

REACH 規則の施行 (No.5)

今回は、6月1日と目前に実施を控えております REACH 規制に関し、Q&A の形式で、解説を行います。内容が多岐にわたりますので、今回、次回と2回に分けてお送りいたします。

EU の RoHS 指令が施行されたのが 2006 年 7 月でした。この EU の RoHS 指令は、各国に影響をおよぼす結果となりました。

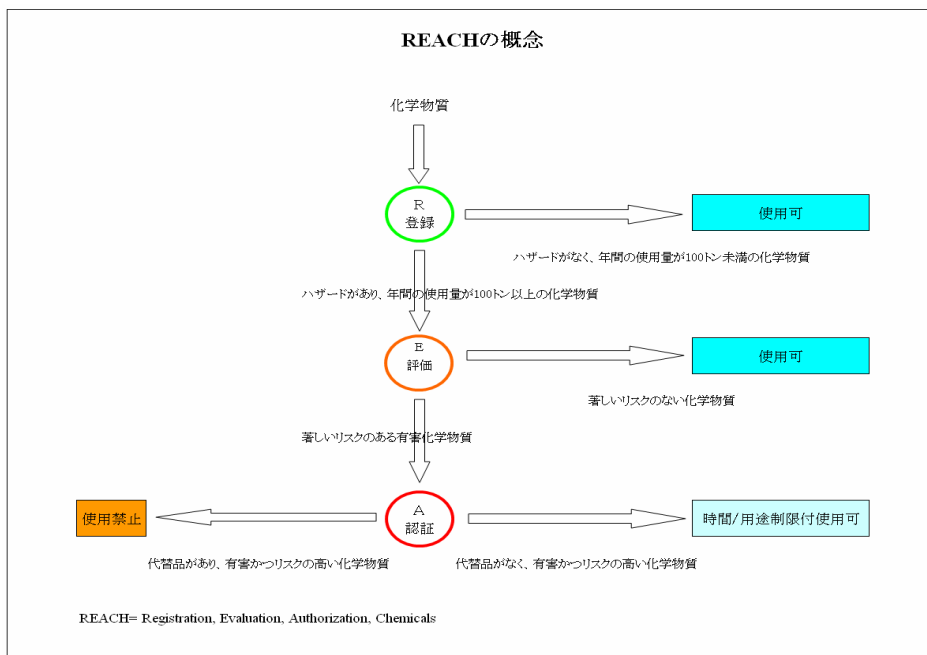
日本では、「資源有効利用促進法」の政令改正に基づき 2006 年 6 月に RoHS と同じ 6 物質について基準を超えて対象製品(パソコン、ユニット型エアコン、テレビ受像機、電気冷蔵庫、電気洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機の 7 製品)に含まれる場合には特定マークの表示が義務付けられました。その表示方法は、JIS C 0950 で規格化され、通称「J-MOSS」と呼ばれるもので、家電製品等のカタログの最終ページ等で、そのマークを見ることができるようになりました。

中国では、2007 年 3 月より電子情報製品汚染制御管理弁法 (中国版 RoHS)が施行され、RoHS と同じ 6 物質とプラスアルファとして政府指定物質が決められ、当面は第 1 段階として、EU と同じ 6 物質を対象として環境情報を開示する義務が発生することになりました。

EU の RoHS は、米国 (カリフォルニア州)、韓国、アルゼンチン等にも影響をおよぼしています。

このような RoHS 関連の環境法規制が始動している最中に、欧州の新化学品規制 REACH が 2006 年 12 月に正式承認されて 2007 年 6 月から 11 年かけて段階的に実施されることになりました。

ここで、REACH 規則に関して概念を図1に示すとともに Q&A 形式で解説をし、迫ってきた化学物質の環境規制の一旦を紹介します。



REACHに関するQ&A 20

Q01 REACHの背景は？

新規化学物質に比べて約10万物質と言われる既存化学物質(生産量1トン以上は約3万物質)の安全性評価の遅れに端を発して、NGO等からも化学物質の管理が指摘されていた。これらの既存有害物質の安全性を確認するために規制が検討されました。

Q2 REACH規則とは？

EUで導入される予定のこの新しい化学品規制は、約3万種類の化学物質について安全性評価などを企業に義務付ける規制です。化学物質の登録(Registration)・評価(Evaluation)・認可(Authorization)に関する規制となります。

EUのRoHS指令は、電気・電子機器を対象にした指令でしたが、今回のREACH規則は、化学、電気・電子機器、自動車など幅広い業種におよぶもので川上に位置する企業のみならず、化学物質を利用する川中や川下に位置する企業にも影響が及ぶ規制です。

新規化学物質だけでなく、既存化学物質についても、登録(安全性評価の情報など)等の義務を設けたことで、

1. 安全性評価の義務を規制当局から産業界に移管したこと
2. 原則、事業者ごとに登録等を義務付けたこと
(個別事業者の取扱量によって規制レベルが異なる)
3. 特定の有害物質は原則として使用禁止(認可されれば使用可能)

4.化学物質の製造・輸入者だけではなく、化学物質を含有する成形品の製造・輸入者に対しても含有される化学物質について登録や届出等を義務づけたことなどが特徴となっています。

このREACHの導入により、RoHSへの対応が不要になるのかどうかについては、現在のところ結論はでていません。RoHSの適用除外については4年ごとに見直しが行われますので、REACHが軌道にのれば、不要との議論に進展する可能性はありますが、現状では、不透明な状況です。

Q03 REACHの対象企業は？

欧州 27 国に輸出する企業や欧州で製造する企業のみならず輸入業者が対象となります。域外である日本の製造業者者に直接、REACH の義務を課すものではありません。日本企業の欧州の販売会社が輸入業者として活動する場合には、物質の目録作成や登録用件の調査、および域内の取引業者と物質情報の提供などが必要で、データの整備が重要となってきます。従って対象企業にとって避けて通れない新規制となります。もし、化学物質が EU 域外から直接輸入された場合で、輸出した製造者を通していない場合には川下の利用者が輸入者とみなされ、登録の義務が課されます。

Q04 REACH はいつ成立していつから実施されるの？

2006 年 12 月 18 日に EU 環境相理事会で正式に承認されて成立し、2007 年 6 月 1 日から 11 年かけて段階的に実施され 2018 年までに完了する見通しとなっています。

Q05 化学物質・調剤・成形品の定義は？

定義は概ね以下のようになっています。

・化学物質 (Substance)

自然状態のまま製造工程によって得られる化学元素とその化合物を指し、その安定性を保ち使用工程で生じる不純物を防ぐのに必要な添加物を含む。ただし当該物質の安定性に影響をおよぼさず、またその組成を変えずに分離することのできる溶剤は除かれる。

危険物質、残留性、蓄積性[PBT (= **P**ersistent **B**io-accumulative **T**oxic)]、高残留性、高蓄積性物質[vPvB (= **v**ery **P**ersistent and **v**ery **B**io-accumulative)]である化学物質の供給者は、受給者に物質の情報を伝達しなければならない。

・調剤 (Preparation)

2 つ以上の化学物質 (Substance) からなる混合物又は溶液。

危険物質、PBT、vPvB である調剤の供給者は、受給者に物質の情報を伝達しなければならない。

・成形品 (Article)

成形品とは、その化学組成よりも機能を指向するよう、特定の形状、外面、あるいはデザインを付与された物。成形品中に含まれるリスト掲載物質は、非公式であるが約1,500 物質あ

り、1事業者あたり年間製造又は輸入量が1トン以上であり、0.1%重量比を超えて含有する場合には届出が必要となる。

Q06 定義の具体例で説明すると・・・

一般家庭でも目にするポリエチレンの袋を例にとりて説明しましょう。ポリエチレンは、原油から作られた「エチレン」が原料となります。エチレンを化学反応で重合させて「ポリエチレン」あるいは「ポリエチレン・ペレット」となります。これが原料・調剤(Substance・Preparation)となります。ポリエチレンペレットを使って「ポリエチレンフィルム」や「ポリエチレン包装材」に加工したのが成形品(Article)となります。

Q07 登録義務とは？

年間1トン以上(過去3年間の平均)、市場に導入される約3万種類と言われる化学物質について、施行後、フィンランド・ヘルシンキに設立される欧州化学品庁(ECA)に登録が義務付けられることになっています。

年間10トン以上の物質全てについて化学物質安全性報告書(CSR= Chemical Safety Report)の提出が必要となります。

(Q&A20 は環境ニュース (Vol. 12) に続く)